

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画

# 美郷町役場地球温暖化対策実行計画

平成21年11月

秋田県 美郷町

# 目 次

## 第1章 基本的事項

- 1 . 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 . 基準年度・計画期間・目標年度・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 . 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 . 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

- 1 . 基準年度の温室効果ガス排出量・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 . 要因別・施設別排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 . 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 第3章 具体的な取組み

- 1 . 施設設備の改善等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 . 財やサービスの購入及び使用・・・・・・・・・・・・・・ 7

## 第4章 推進・点検体制

- 1 . 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 . 点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 . 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

## 資料

- 1 「地球温暖化対策の推進に関する法律」抜粋・・・・・・・・ 9
- 2 「美郷町公共施設再編計画」抜粋・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 「美郷町学校再編計画」抜粋・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 「エコドライブ」とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

# 第1章 基本的事項

## 1. 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。[資料1](#)参考）第20条の3第1項に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量削減のための措置に関する計画として策定するものである。本町の事務事業の実施に当たり、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けた取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

## 2. 基準年度・計画期間・目標年度

本計画における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準年度を「平成20年度」とし、計画期間を「平成22年度から平成26年度までの5年間」とする。

## 3. 対象とする温室効果ガス

法で定められた削減対象となる温室効果ガスは下表の6種類だが、本町の事務事業で算出が可能である次の温室効果ガスを本計画の対象とする。

- 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）
- メタン（CH<sub>4</sub>）
- 一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）
- ハイドロフルオロカーボン類（HFC）

温室効果ガス	排出源	算出方法	地球温暖化係数( )
二酸化炭素	電気及び燃料の使用	電気及び燃料使用量	1
メタン	ガソリンの燃焼、下水・浄化槽処理	公用車走行量、下水使用量、浄化槽等使用人数	21
一酸化二窒素			310
ハイドロフルオロカーボン類	カーエアコン	公用車使用台数	1,300
パーフルオロカーボン類			6,500 ~ 9,200
六フッ化硫黄			23,900

地球温暖化係数  
二酸化炭素を1とした場合の指標で、各温室効果ガスの排出量に係数を乗じて合算し、温室効果ガス総排出量を求める。

#### 4. 対象範囲

本町が行う事務事業のうち、職員又は臨時職員が常駐する施設及び常用する公用車を基準の対象とする。なお、平成21年6月に策定された「美郷町公共施設再編計画」及び「美郷町学校再編計画」(以下「再編計画」。[資料2](#)・[資料3](#)参考)の実施により計画期間中に解体又は用途変更となる施設があるが、ここでは基準年度に事務事業を行った施設を対象とする。また、指定管理者制度による外部委託で管理している施設については対象外とするが、受託者に対して可能な限り実行計画の趣旨に沿った取組みを実践するように要請する。

#### 基準施設一覧

施設区分	施設名	
役場庁舎	美郷町役場千畑庁舎	美郷町役場六郷庁舎
	美郷町役場仙南庁舎	
公民館	美郷町六郷公民館	美郷町仙南公民館
交流センター	美郷町ふれあいセンター	美郷町千畑交流センター
	美郷町仙南交流センター	
保健センター	美郷町千畑保健センター	美郷町六郷保健センター
	美郷町仙南保健センター	
保育園・幼稚園	美郷町立千畑保育園・幼稚園	美郷町立六郷保育園・幼稚園
	美郷町立仙南保育園・幼稚園	
児童クラブ	めだか児童クラブ	わくわく児童クラブ
小学校	美郷町立千屋小学校	美郷町立千畑南小学校
	美郷町立六郷小学校	美郷町六郷東根小学校
	美郷町立仙南東小学校	美郷町立仙南西小学校
	美郷町立金沢小学校	
中学校	美郷町立千畑中学校	美郷町立六郷中学校
	美郷町立仙南中学校	
給食センター	美郷町北学校給食センター	美郷町南学校給食センター
資料館	美郷町学友館	美郷町坂本東嶽邸
	美郷町郷土資料館	
温泉施設	美郷町湯とぴあ雁の里温泉	
体育施設等	美郷総合体育館(リリオス)	美郷町千畑体育館
	美郷町六郷体育館	美郷町仙南体育館
	美郷町社会体育広場	六郷プール
	プールパーク仙南	美郷町六郷野球場
	美郷町武道館	美郷町千畑大台野広場
	美郷町雁の里公園	

基準公用車一覧

車名	ナンバー				種別	用途	燃料種類
	秋田						
エルフ	秋田	45	す	2398	小型	貨物	軽油
カルディナ	秋田	59	さ	1548	小型	乗用	ガソリン
パジェロミニ	秋田	50	て	8454	軽	乗用	ガソリン
フォレスター	秋田	300	す	3070	普通	乗用	ガソリン
ミニキャブ	秋田	40	も	83	軽	貨物	ガソリン
キャラバン	秋田	59	に	4406	小型	乗用	軽油
キャリー	秋田	40	み	804	軽	貨物	ガソリン
スプリンター	秋田	500	そ	3413	小型	乗用	ガソリン
ラウム	秋田	500	そ	3455	小型	乗用	ガソリン
ハイゼットカーゴ	秋田	480	あ	5182	軽	貨物	ガソリン
アベニール	秋田	45	そ	7081	小型	貨物	ガソリン
モコ	秋田	580	あ	1071	軽	乗用	ガソリン
ソリオ	秋田	501	さ	4480	小型	乗用	ガソリン
デュエット	秋田	500	て	9058	小型	乗用	ガソリン
マジスタ	秋田	300	さ	9417	普通	乗用	ガソリン
ハイゼット	秋田	480	あ	3011	軽	貨物	ガソリン
ムーブ	秋田	50	つ	143	軽	乗用	ガソリン
グロリア	秋田	33	な	8431	普通	乗用	ガソリン
プリウス	秋田	59	も	1091	小型	乗用	ガソリン
シビック	秋田	500	ま	1305	小型	乗用	ガソリン
オデッセイ	秋田	33	ち	9027	普通	乗用	ガソリン
A Dワゴン	秋田	58	ふ	9871	小型	乗用	ガソリン
ラウム	秋田	500	ま	7546	小型	乗用	ガソリン
プリウス	秋田	300	と	2045	普通	乗用	ガソリン
セプター	秋田	33	せ	9836	普通	乗用	ガソリン
エブリイ	秋田	40	や	5540	軽	貨物	ガソリン
RAV4	秋田	59	つ	7950	小型	乗用	ガソリン
ソリオ	秋田	500	と	2828	小型	乗用	ガソリン
ソリオ	秋田	500	と	2829	小型	乗用	ガソリン
ウィングロード	秋田	500	な	5672	小型	乗用	ガソリン
ムーブ	秋田	50	つ	99	軽	乗用	ガソリン
キャリー	秋田	40	ふ	8760	軽	貨物	ガソリン
ハイエース	秋田	300	そ	1901	普通	乗用	軽油
セルシオ	秋田	33	て	1993	普通	乗用	ガソリン
ハイゼット	秋田	41	く	307	軽	貨物	ガソリン
ミニカトッポ	秋田	40	ら	7536	軽	貨物	ガソリン
マーチ	秋田	59	ぬ	4112	小型	乗用	ガソリン
マーチ	秋田	500	て	665	小型	乗用	ガソリン
ワゴンR	秋田	50	こ	9356	軽	乗用	ガソリン
ミストラル	秋田	33	て	2988	普通	乗用	軽油
カペラワゴン	秋田	500	す	1056	小型	乗用	ガソリン
ハイゼットカーゴ	秋田	480	う	7764	軽	貨物	ガソリン

サクシード	秋田	501	さ	4897	小型	乗用	ガソリン
ランドクルーザー	秋田	88	す	7139	普通	乗用	軽油
ムーブ	秋田	50	た	2859	軽	乗用	ガソリン
ムーブ	秋田	50	と	6407	軽	乗用	ガソリン
カローラワゴン	秋田	59	ふ	9181	小型	乗用	ガソリン
スパイク	秋田	500	ね	4304	小型	乗用	ガソリン
シャリオ	秋田	58	め	3759	小型	乗用	ガソリン
A Dワゴン	秋田	59	つ	7335	小型	乗用	ガソリン
クラウン	秋田	45	そ	2885	小型	貨物	ガソリン
ワゴンR	秋田	50	て	7935	軽	乗用	ガソリン

基準年度以降に管理することとなった施設や、更新等で新たに取得した公用車も随時加え、本計画の対象とする。

## 第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

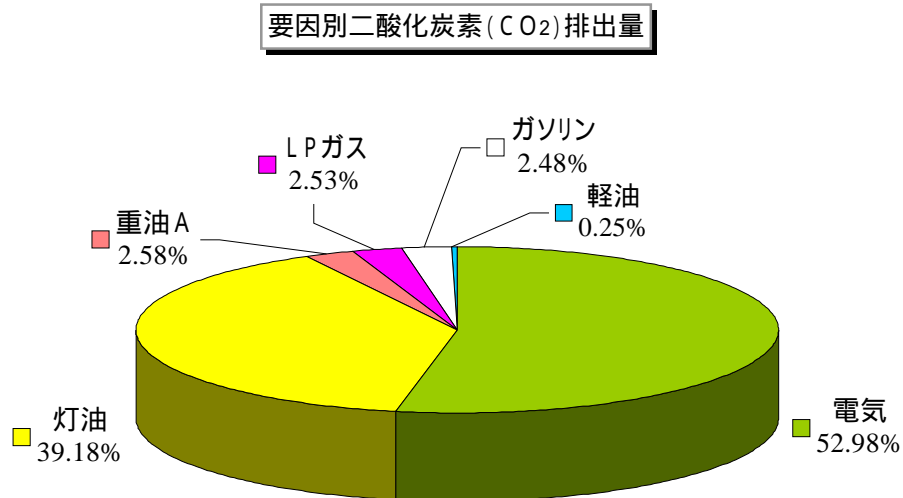
### 1. 基準年度の温室効果ガス排出量

基準年度において温室効果ガスに関連する活動の種類毎に使用量を調査し、政令で定められた排出係数で算出した排出量に地球温暖化係数を乗じて温室効果ガス排出量を算出した結果、次のとおりとなった。

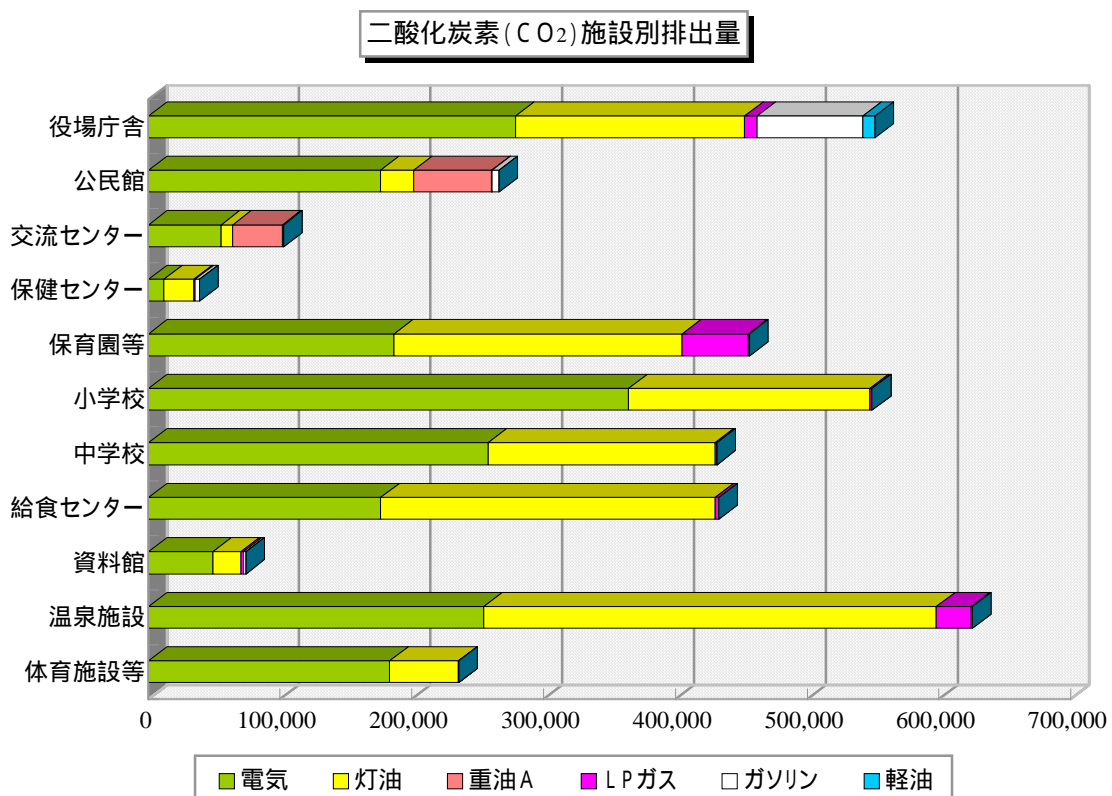
温室効果ガスの種類	要因	排出量	温室効果ガス排出量	構成比
二酸化炭素	電気	1,994,154.23kg-CO <sub>2</sub>	3,764.00t-CO <sub>2</sub>	98.82%
	燃料	1,769,850.12kg-CO <sub>2</sub>		
	灯油	1,474,808.34kg-CO <sub>2</sub>		
	重油A	97,018.00kg-CO <sub>2</sub>		
	L P ガス	95,412.30kg-CO <sub>2</sub>		
	ガソリン	93,367.31kg-CO <sub>2</sub>		
	軽油	9,244.17kg-CO <sub>2</sub>		
メタン	燃料	5.19kg-CH <sub>4</sub>	25.22 t-CO <sub>2</sub>	0.66%
	ガソリン	4.89kg-CH <sub>4</sub>		
	軽油	0.30kg-CH <sub>4</sub>		
	浄化槽等	1,195.70kg-CH <sub>4</sub>		
一酸化二窒素	燃料	12.96kg-N <sub>2</sub> O	18.84 t-CO <sub>2</sub>	0.49%
	ガソリン	12.73kg-N <sub>2</sub> O		
	軽油	0.23kg-N <sub>2</sub> O		
	浄化槽等	47.83kg-N <sub>2</sub> O		
ハイドロフルオロカーボン	公用車使用	0.77kg-HFC	1.00 t-CO <sub>2</sub>	0.03%
温室効果ガス総排出量			3,809.06 t-CO <sub>2</sub>	

## 2. 要因別・施設別排出状況

前記調査により、二酸化炭素が温室効果ガス総排出量をほぼ占めていることがわかる。二酸化炭素を排出要因別に見ると、電気の使用に伴う排出量が全体の半分以上を占め、次いで灯油の使用が約4割、重油A・LPガス・ガソリン・軽油の使用が合わせて1割弱となっている。

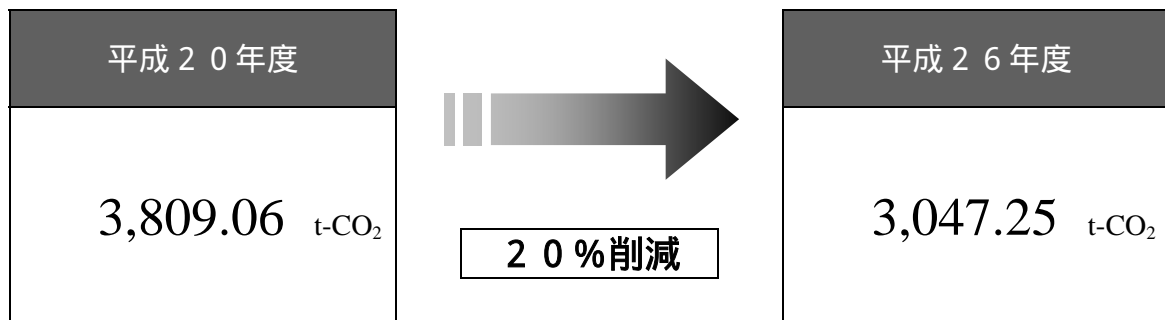


施設別に二酸化炭素の排出量をみると、温泉(1施設)が626t-CO<sub>2</sub>で最も多く、排出量全体の16%を占めている。次いで小学校(7校)が565t-CO<sub>2</sub>、役場庁舎(3庁舎)が558t-CO<sub>2</sub>となっている。小・中学校の排出量を合わせると1,005t-CO<sub>2</sub>で、全体の26%を占めるが、再編計画の実施により現在10校ある小・中学校が4校に統廃合されることから、統合後の用途は未定ではあるが次に掲げる目標の達成に効果が期待できる。



### 3. 削減目標

温室効果ガス総排出量を基準年度の平成20年度から計画期間の最終年度である平成26年度までに20%削減することを目標とする。



#### 【目標設定の考え方及び留意点】

2005年2月に発効された『京都議定書』において、我が国では2008年から2012年の第1約束期間における温室効果ガスを基準年度である1990年度から6%削減することが法的拘束力のある約束として目標値に定められた。地球温暖化対策推進法に基づき、この目標を達成するために必要な措置を定めるものとして策定された「京都議定書目標達成計画」に即して本計画を策定することから、本町においても6%の削減を目標とした。ただし、再編計画の実施による温室効果ガスの削減が約14%見込めることから、これを目標値に加えた20%を削減目標とする。今後再編計画の実施動向を踏まえ継続的に温室効果ガス排出量を調査し必要に応じて見直しを行うものとする。

## 第3章 具体的な取組み

すべての職員が温室効果ガス排出抑制の取組みを実施するため、あらゆる事務事業の場面における新たな取組みやこれまでの地球温暖化対策に資する取組みを以下に掲げ、目標達成のために一層強化する。

### 1. 施設設備の改善等

再編計画については、環境に配慮した工事を実施するとともに環境負荷の低減に配慮した整備を進めるなど適正な管理に努め、また、町施設及び周辺地域の一体的なエコ照明化や緑化推進による住民への地球温暖化防止の啓発も兼ねながら次の取組みを実施する。



- 施設の新改築時の工事における環境負荷の低減に配慮した施設の整備
- 蛍光灯設置箇所の必要性、妥当性を検討する
- 断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）の導入
- 建物のブラインド・カーテンを管理し、朝の冷房負荷を軽減する
- 外気冷房の推進
- 公共施設及び周辺地域の一体的な高効率照明への買換え
- 公共施設及び周辺地域の緑化推進

## 2. 財やサービスの購入及び使用

地方公共団体は地域社会において大量に資源やエネルギーを消費し、二酸化炭素などの温室効果ガスを排出する事業者・消費者であることから、職員が自らの事務事業に伴って排出される温室効果ガスの削減に取組む意識を向上させるとともにこれらの財やサービスの購入・使用にあたり次の取組みを実施する。また、本町が排出する温室効果ガスの大部分が電気の使用によるため、省電力に重点を置くものとする。

### 1) 財やサービスの購入における取組み

- 公用車の更新時における小型車や低燃費車、ハイブリッドカーの導入
- 適正な公用車の配置や買換え
- エネルギー消費効率の高い省電力機器の導入（LED蛍光灯など）
- 再生紙やエコマーク、グリーンマーク等対象製品の購入
- 詰替やりサイクル、長期使用可能な製品の購入
- 再生トナーカートリッジの使用及び空カートリッジのリサイクル

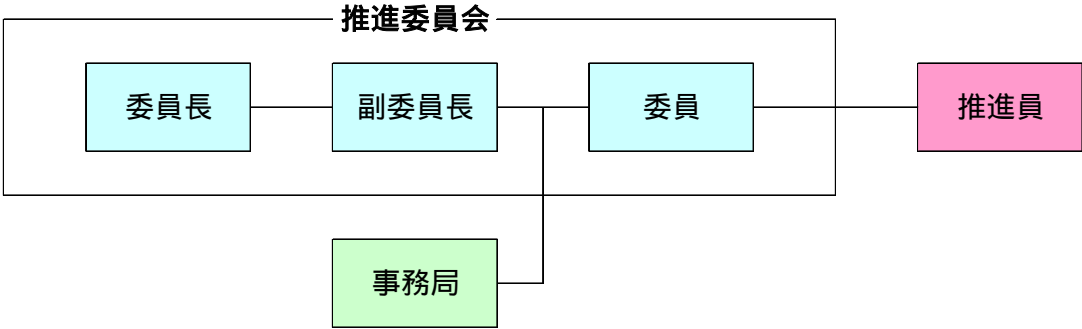
### 2) 財やサービスの使用における取組み

- 昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯
- OA機器等の電源をこまめに切るよう努める
- 自動販売機、エレベーターなどの夜間・休日停止による待機消費電力の抑制
- ノー残業デー「ゆうゆうの日」の厳守による照明点灯時間の抑制
- 空調設備の適切な温度管理
- 用紙の両面印刷や裏面使用の徹底による使用量の削減
- 庁内LANの積極的な利用によるペーパーレス化の推進
- 使用済み封筒の再利用
- クールビズ、ウォームビズの徹底
- 日常的な節水の心がけ
- 「エコドライブ(資料4参考)」の心がけ
- 同一方面への出張には相乗りするなど公用車使用の効率化に努める

## 第4章 推進・点検体制

### 1. 推進体制

「美郷町役場地球温暖化対策実行計画推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置し、計画の着実な推進と進行管理を行う。なお、委員会の組織については下図のとおりとし、詳細については今後定める「美郷町役場地球温暖化対策実行計画推進委員会設置要綱」によるものとする。



#### 推進委員会

- 計画の進捗状況の確認及び見直しを行い、計画の総合的な推進を図る。

#### 推進員

- 所管施設及び公用車の温室効果ガス算定に用いるエネルギー使用量等を調査し、計画の推進及び進捗状況を把握する。
- 地球温暖化対策に資する取組みを職員に周知し実施する。

#### 事務局

- 計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

### 2. 点検体制

事務局は推進員を通じて進捗状況の把握を行い、推進委員会において点検評価を行う。

### 3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、法第20条の3第10項に基づき、毎年1回町広報誌やホームページ等により公表する。

**資料1 『地球温暖化対策の推進に関する法律』より抜粋**

(地方公共団体実行計画等)

**第二十条の三** 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下「指定都市等」という。)は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等(循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第十号)第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。)の発生の抑制の促進その他の循環型社会(同条第一項に規定する循環型社会をいう。)の形成に関する事項

4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

6 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

11 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる。

12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

資料2 美郷町公共施設再編計画より抜粋【主な施設の再編】

再 編 前	再 編 後	再 編 の 主 な 実 施 内 容			
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
1. 役場					
千畑庁舎	「美郷町役場庁舎」	集約・供用開始			
六郷庁舎	公的団体等へ貸付	機能廃止	公的団体へ貸付		
仙南庁舎	書庫機能付与・公的団体等へ貸付	書庫機能付与	公的団体へ貸付		
2. 保健センター					
千畑保健センター	1F:役場庁舎の一部 2F:各種団体へ開放	役場機能開始			
六郷保健センター	「美郷町保健センター」	集約・供用開始			
仙南保健センター	旧仙南庁舎と一体化した利活用	機能転用	公的団体へ貸付		
3. 公民館					
千畑公民館	解体	解体			
六郷公民館	解体		機能廃止・解体		
仙南公民館	「美郷町公民館」・「役場仙南出張所」	集約・出張所供用開始			
4. 図書館					
千畑交流センター図書室	解体			図書移転	解体
美郷町立図書館（学友館）	現状のまま・「役場六郷出張所」	出張所供用開始		図書集約	
仙南公民館図書室	公民館の一室として利活用			図書移転	
5. プール					
千畑温泉プール	現状のまま				
六郷プール	解体		解体		
プールパーク仙南	現状のまま				
6. 資料館					
美郷町立歴史民族資料館（学友館）	現状のまま				収蔵品集約

坂本東嶽邸	現状のまま				
郷土資料館（本館展示室）	解体				収蔵品移転・解体
郷土資料館（収蔵庫兼展示室）	解体の妥当性を調査	調査			
郷土資料館（農心館）	解体				収蔵品移転・解体
郷土資料館（わら細工資料館）	収蔵庫機能への妥当性を調査	調査			
民俗資料収蔵室	解体				収蔵品移転・解体

#### 7.交流センター

ふれあいセンター	公民館の分館機能追加		機能追加		
六郷交流センター	地域コミュニティセンター機能に転用		機能転用		
千畑交流センター	解体				解体
仙南交流センター	公民館と一体化した利活用	機能転用			

#### 資料3 美郷町学校再編計画より抜粋 【具体的な学校再編の枠組み】

学校名	統合後	統合年度	統合校舎	理由
六郷小学校 六郷東根小学校	六郷地区 1 校	平成 22 年度	六郷小学校	立地面、施設面を考えると、六郷小学校を活用した方が、通学距離、増築不要等の条件がより揃っている。
千屋小学校 千畑南小学校	千畑地区 1 校	平成 25 年度	千屋小学校	両校とも中央に位置しておらず、立地面で大きな違いはないが、教室数等の学校規模を比較すると、千屋小学校の方が増築不要で、そのまま活用できるという利点がある。
仙南東小学校 仙南西小学校 金沢小学校	仙南地区 1 校	平成 25 年度	仙南中学校	三校とも老朽化が進み、このままでは大規模改修は避けられない。町の中央にある六郷中学校を統合中学校とした時、現仙南中学校を三小学校に活用することが可能となる。立地面、施設面、財政面から見ても条件が整っている。
六郷中学校 千畑中学校 仙南中学校	全町 1 校	平成 24 年度	六郷中学校	立地的に全町の中央であることが大きな要素である。障害者用エレベーター等の設備を有していることも手厚い教育を可能にする。中央にあることで、遠距離通学者も最低限に抑えられるものと思われる。施設面では必要な教室棟を増築するなどして対応が可能である。

## 資料4

### エコドライブとは？

地球温暖化対策の中で一番大きな課題なのがCO<sub>2</sub>の排出量削減。このCO<sub>2</sub>の排出量を減らすには化石燃料の消費を減らす必要があります。運輸部門のCO<sub>2</sub>排出量は全体の21%。その中でも自家用車からの排出量が約半分を占めており、自家用車から排出されるCO<sub>2</sub>を削減することが急務なのです。警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省からなる「エコドライブ普及連絡会」では、エコドライブのポイントとして、以下の10項目を挙げています。クルマの運転は個人差もあり、車種による違いもあるが自分に合った方法を探しながら、10のポイントを踏まえた「エコドライブ」を実行してみましょう。

#### 1. ふんわりアクセル「eスタート」

##### 「やさしい発進を心がけましょう」

普通の発進より少し緩やかに発進する(最初の5秒で時速20キロが目安)だけで11%程度燃費が改善します。やさしいアクセル操作は安全運転にもつながります。時間に余裕を持って、ゆったりした気分で運転しましょう。



#### 2. 加減速の少ない運転

##### 「車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう」

車間距離に余裕をもつことが大切です。車間距離を詰めたり、速度にムラのある走り方をすると、加減速の機会も多くなり、その分市街地で2%程度、郊外で6%程度燃費が悪化します。また、同じ速度であれば、高めのギアで走行する方が燃費がよくなります。交通の状況に応じ、できるだけ速度変化の少ない安全な運転をしましょう。



#### 3. 早めのアクセルオフ

##### 「エンジブレーキを積極的に使いましょう」

エンジブレーキを使うと、燃料の供給が停止される(燃料カット)ので、2%程度燃費が改善されます。停止位置が分かったら、早めにアクセルから足を離して、エンジブレーキで減速しましょう。また減速したり、坂道を下る時にはエンジブレーキを活用しましょう。



#### 4. エアコンの使用を控えめに

##### 「車内を冷やし過ぎないようにしましょう」

気象条件に応じて、こまめに温度・風量の調整を行いましょう。特に夏場に設定温度を下げすぎないことがポイントです。外気温25℃の時に、エアコンを使用すると、12%程度燃費が悪化します。



## 5. アイドリングストップ

### 「無用なアイドリングをやめましょう」

10分間のアイドリング(ニュートラルレンジ、エアコンOFFの場合)で、130cc程度の燃料を浪費します。待ち合わせや荷物の積み下ろしのための駐停車の際にはアイドリングを止めましょう。



## 6. 暖機運転は適切に

### 「エンジンをかけたらすぐ出発しましょう」

現在販売されているガソリン乗用車においては暖機不要です。寒冷地など特別な状況を除き、走りながら暖めるウォームアップ走行で充分です。暖機することにより走行時の燃費は改善しますが、5分間暖機すると160cc程度の燃料を浪費しますので、全体の燃料消費量は増加します。



## 7. 道路交通情報の活用

### 「出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう」

1時間のドライブで、道に迷って10分余計に走行すると14%程度の燃費悪化に相当します。地図やカーナビ等を利用して、行き先及び走行ルートをあらかじめ計画・準備しましょう。また道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃料と時間の節約になります。カーナビやカーラジオ等で道路交通情報をチェックして活用しましょう。



## 8. タイヤの空気圧をこまめにチェック

### 「タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう」

タイヤの空気圧が適正値より50kPa(0.5kg/cm<sup>2</sup>)不足した場合、市街地で2%程度、郊外で4%程度、それぞれ燃費が悪化します。また、安全運転のためにも定期的な点検は必要です。



## 9. 不要な荷物は積まずに走行

### 「不要な荷物を積まないようにしましょう」

100kgの不要な荷物を載せて走ると、3%程度燃費が悪化します。車の燃費は荷物の重さに敏感です。運ぶ必要のない荷物は、車から下ろしましょう。



## 10. 駐車場所に注意

### 「渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう」

交通の妨げになる場所での駐車は交通渋滞をもたらす余分な排出ガスを出させる原因となります。平均車速が時速40kmから時速20kmに落ちると、31%程度の燃費悪化に相当すると言われています。



参考 URL <http://www.team-6.jp/ecodrive/10recommendation/index.html>